

各モデル工事等の要綱類の一部改正について

1 改正理由

- ・ 簡易型 I C T活用モデル工事において、生産性の向上を図るため、対象工種を追加する。
- ・ 週休 2 日制工事において、降雨等のやむを得ない事由による影響を鑑み、休日の定義を改める。
- ・ A S P（情報共有システム）の普及状況を鑑み、I o T活用モデル工事を廃止する。
- ・ 建設現場の環境改善を推進するため、快適トイレの取扱いを改める。
- ・ 受発注者の作業効率化を図るため、新たに一部の業務を遠隔臨場の対象とする。
- ・ その他、所要の規定の整備を行うとともに、各モデル工事の要綱類改正に伴い、モデル工事実施証明書発行要領を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 簡易型 I C T活用モデル工事
 - ・ 対象工種に舗装工を追加する。
- (2) 週休 2 日制工事
 - ・ 一定条件において振替休日確保した場合に、準完全週休 2 日工事と認める。
- (3) I o T活用モデル工事
 - ・ I o T活用モデル工事を廃止する。これに伴い、秋田県 i-Construction 推進工事を廃止する。
- (4) 快適トイレ
 - ・ 農林水産部及び建設部発注工事については、快適トイレの設置を原則とする。（災害復旧工事及び営繕工事除く）
- (5) 遠隔臨場
 - ・ 地質調査業務を対象とする。
- (6) モデル工事等実施証明書
 - ・ 簡易型 I C T活用モデル工事及び週休 2 日制工事の改正に伴い、実施証明書の記載内容を改める。

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。